中讃広域行政事務組合告示第 14 号

平成 27 年度中讃広域行政事務組合人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の２及び中讃広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年条例第５号）第２条の規定に基づき、平成 27 年度の中讃広域行政事務組合の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 28 年 12 月 6 日

中讃広域行政事務組合

管理者　梶　　正　治

Ⅰ　職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

１　職員の任免

（１）職員の任免状況（平成 27 年度、単位：人）

採用	退職		
	定年	勧奨	自己都合 その他
６（４）人	２人	１人	３（３）人

（注）　（　）内は構成団体からの派遣職員の異動による内数。

（２）採用試験の実施状況（平成 27 年度）

種類	職種等	内容	備考
競争試験	行政事務（大学卒）	１次試験　筆記試験・適性検査 ２次試験　口述試験 ３次試験　口述試験	
	技術職（経験者）	１次試験　筆記試験・適性検査 作文試験 ２次試験　口述試験 ３次試験　口述試験	

（注）　競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

（３）採用者数（平成 27 年度・平成 26 年度採用試験実施、単位：人）

試験の種類	職種等	申込者数	採用者数
競争試験	行政事務（大学卒）	１０１	２

２　職員数

（１）部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在、単位：人）

部門＼区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
一般行政	総務企画等	２３人	２４人	１人	業務増
	税務	１３人	１３人	０人	
	民生	４人	４人	０人	
	衛生	２６人	２６人	０人	
	計	６６人（８５人）	６７人（８５人）	１人（０人）	

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　（　）内は、条例定数の合計である。

（２）年齢別職員構成の状況（平成 27 年４月１日現在）

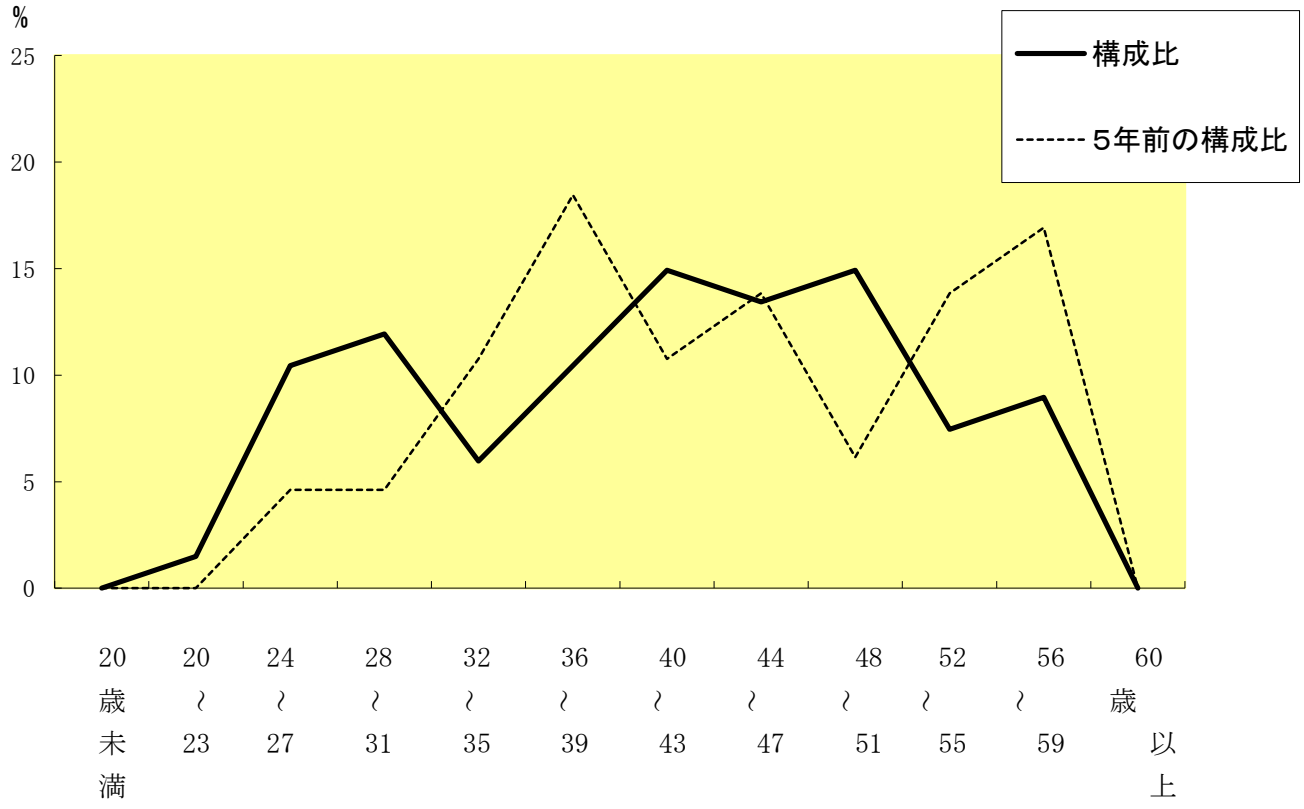

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 1	人 7	人 8	人 4	人 7	人 １０	人 9	人 １０	人 5	人 6	人 0	人 ６７

（３）職員数の推移（単位：人・％）

年度／部門別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	65	63	63	65	66	67	2（3.08％）
総合計	65	63	63	65	66	67	2（3.08％）

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

Ⅱ　職員の給与に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第 24 条第１項、第２項、第５項）。

（参考）職員の給与体系

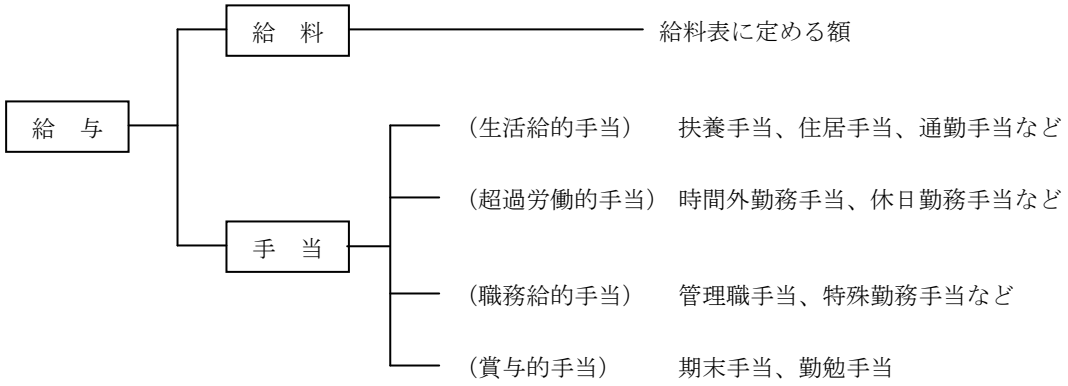

1　総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（平成27年度末）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	（参考）平成26年度の人件費率
平成27年度	人 198,857	千円 4,125,522	千円 90,015	千円 521,103	% 12.6	% 11.6

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成27年度	人 67	千円 246,702	千円 42,281	千円 93,423	千円 382,406	千円 5,708

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。

２　職員数は、平成 27 年４月１日現在の人数である。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

（3）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し　［実施］

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均 2.2%引下げ。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 27 年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
中讃広域行政事務組合	43.7歳	317,572円	380,428円	347,785円
香川県	44.3歳	338,047円	418,205円	366,320円
国	43.5歳	334,283円	―	408,996円

②技能労務職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
中讃広域行政事務組合	39.8歳	301,628円	363,335円	323,764円
香川県	52.8歳	331,583円	364,238円	347,215円
国	50.2歳	289,141円	―	328,318円

（注）１　「平均給料月額」とは、平成 27 年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当、特殊勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2）職員の初任給の状況（平成 27 年４月１日現在）

区　　分		中讃広域行政事務組合	香　川　県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	180,800円	174,200円
	高校卒	142,100円	146,500円	142,100円

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 27 年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１　級	主事、技師	８人	22.2%	137,600円	244,900円
２　級	主事、技師	２人	5.6%	187,700円	301,900円
３　級	係長、主査等	１０人	27.8%	223,900円	347,700円
４　級	課長補佐、副主幹等	８人	22.2%	258,300円	391,500円
５　級	課長、主幹等	７人	19.4%	285,000円	394,700円
６　級	事務局長、課長	０人	0.0%	315,800円	412,900円
７　級	事務局長	１人	2.8%	360,100円	447,800円

（注）１　中讃広域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
　　３　構成団体からの派遣職員を除く。

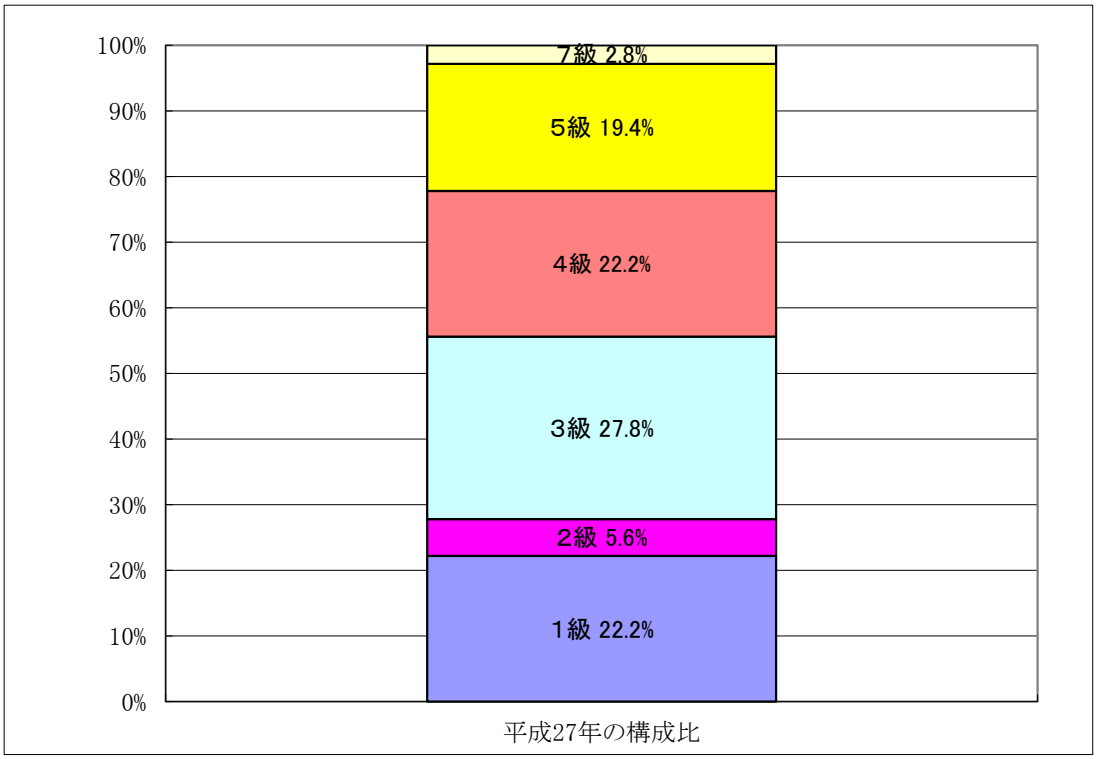

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中讃広域行政事務組合	香　川　県	国
１人当たり平均支給額 （平成27年度） 1,395千円	１人当たり平均支給額 （平成27年度） 1,682千円	―
（平成27年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.60 月分 (1.45)月分　(0.75)月分	（平成27年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.60 月分 (1.45)月分　(0.75)月分	（平成27年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.60 月分 (1.45)月分　(0.75)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成 27 年４月１日現在）

中讃広域行政事務組合	国
（支給率）　自己都合　勧奨・定年 勤続２０年　20.445 月分　25.55625 月分 勤続２５年　29.145 月分　34.5825 月分 勤続３５年　41.325 月分　49.59 月分 最高限度額　49.59 月分　49.59 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 （2～20%加算） 1人当たり平均支給額　15,667千円	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続２０年　20.445 月分　25.55625 月分 勤続２５年　29.145 月分　34.5825 月分 勤続３５年　41.325 月分　49.59 月分 最高限度額　49.59 月分　49.59 月分 その他の加算措置 ・　定年前早期退職特例措置 （2～45%加算）

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、平成 27 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成 27 年４月１日現在）

支給実績（平成27年度決算）	3,705千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	132,321円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	41.8%
手当の種類（手当数）	3

手当の名称	主な支給対象業務	支給実績 （平成27年度決算）	支給単価
徴収手当	税の徴収業務に従事したとき	602千円	月額5,000円
廃棄物等処理手当	廃棄物の最終処分場及び焼却施設又はし尿処理施設に勤務する職員が直接関係作業に従事したとき	2,973千円	日額　800円
	上の職員が焼却炉内又は汚泥貯留槽内等において著しく不快と認められる作業に従事	62千円	日額　800円

	したとき		
技術管理手当	廃棄物処理施設の技術管理者として、施設を維持管理する他の職員の監督業務に従事したとき	68千円	月額3,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	10,358千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	176千円
支給実績（平成26年度決算）	9,499千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	164千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 27 年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（平成 27 年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成27年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（平成27年度決算）
扶養手当	【配偶者】 13,000円 【配偶者以外の扶養親族】 6,500円 【配偶者以外の扶養親族１人（配偶者なしの場合）】 11,000円 【特定期間の加算】 5,000円	同	―	7,216千円	212,235円
住居手当	【借家・借間居住者】 最高支給限度額　27,000円	同	―	4,139千円	295,643円
通勤手当	【交通機関利用者】 運賃等相当額 【自動車等の使用者】 使用距離区分に応じ支給	同	―	4,937千円	77,141円
管理職手当	役職に応じ支給			6,194千円	774,250円
休日勤務手当	【祝日法による休日に勤務した場合】 １時間当たりの給与額の100分の135	同	―	1,963千円	178,455円
夜間勤務手当	【正規の勤務時間として午後１０時から翌日の午前５時まで勤務した場合】 １時間当たりの給与額の100分の25	同	―	308千円	102,667円

５　特別職の報酬等の状況（平成 27 年４月１日現在）

区　　分		報酬額等（年額）
報酬	議　　長	８０，０００円
	副　議　長	７５，０００円
	議　　員	７０，０００円
	管　理　者	８０，０００円
	副　管　理　者	７５，０００円

Ⅲ　職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第４項、第５項)。

1　勤務時間（平成 27 年４月１日現在）

区分	時間等
開　始　時　刻	８時３０分
終　了　時　刻	１７時１５分
休　憩　時　間	１時間
週　　休　　日	土曜日、日曜日
１　週　間　の 正規の勤務時間	３８時間４５分

（注）１　休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が６時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）
２　職場等により、上記と異なる場合があります。

2　その他の勤務条件

（１）休暇（平成 27 年４月１日現在）

休暇の種類		事　　由	期　　間	給料
年次有給休暇		一の年ごとにおける休暇	年２０日	有給
病　気　休　暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合　やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 私傷病の場合　　９０日	有給
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人・参考人等	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会等官署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植	骨髄液提供のため必要な検査、入院等	必要と認められる期間	有給
	結婚休暇	結婚する場合	７日以内	有給
	保健指導･健康診査の受診	妊娠中・出産後１年以内の女性職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	有給
	妊婦の通勤混雑緩和	妊娠中の職員で交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりにつき１日を通じて1時間を超えない期間	有給
	産前休暇	６週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間	生後３年に達しない子を育てる職員が、その生児の保育のために必要と認められる場合	１日２回それぞれ 30 分以内の期間	有給
	生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難な場合	２日を越えない範囲内で必要と認められる期間	有給

休暇の種類		事　　由	期　　間	給料
	出産補助休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当である場合	２日以内	有給
	男性職員の育児参加休暇のための休暇	職員の妻の産前６週、産後８週の期間中に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが適当である場合	５日の範囲内の期間	有給
	子の看護のための休暇	中学校終了前の子を養育する職員が、その子の看護する場合	一の年において５日以内	有給
	短期介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の年において５日以内	有給
	忌引休暇	規則で定める親族が死亡した場合	親族に応じ１日～７日	有給
	追悼のための休暇	父母の追悼のための特別な行事ため勤務しないことが相当であると認められる場合	２日の範囲内の期間	有給
	夏季休暇	盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	７月から９月までの連続する３日の範囲内の期間	有給
	災害等による休暇（1）	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	７日の範囲内の期間	有給
	災害等による休暇（2）	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給
	災害等による休暇（3）	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	有給
介護休暇		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	連続する６月の期間内で必要と認められる期間	無給

Ⅳ　職員の休業に関すること

休業制度（平成 27 年４月１日現在）

種　　類	事　　由	期　　間	給料
育 児 休 業	３歳に満たない子を養育する職員	子が３歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部 分 休 業		１日を通じて２時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

Ⅴ　職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第 28 条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか１つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第 29 条）。

１　分限処分の状況（平成 27 年度）

該当なし

２　懲戒処分の状況（平成 27 年度）

該当なし

Ⅵ　職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています（同法第 32 条～38 条）。

営利企業等従事許可の状況（平成 27 年度）

内容	件数
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	０件
自ら営利企業を営むことの許可	０件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	０件

Ⅶ　職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならず、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第 39 条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（同法第 40 条第１項）。

１　職員の研修　（平成 27 年度）

区分		派遣先・実施機関等	対象者	修了者数
一般研修	係長級（監督者）研修	香川県市町村振興協会	係長	２人
	係長級（主査等）研修	香川県市町村振興協会	主査	２人
	一般職員研修	香川県市町村振興協会	主事、技師	２人
	３年目職員研修	香川県市町村振興協会	採用３年目	３人
	初任者研修	香川県市町村振興協会	新規採用職員	２人
特別研修	ワンペーパー資料作成向上講座	香川県市町村振興協会	一般職員	１人
	情報分析・活用力向上講座	香川県市町村振興協会	一般職員	１人
	仕事のリスク管理講座	香川県市町村振興協会	一般職員	１人
	行政手続法・行政不服審査法・行政事件訴訟法講座	香川県市町村振興協会	一般職員	１人
	心情察知力向上講座	香川県市町村振興協会	一般職員	２人
	事務ミス防止講座	香川県市町村振興協会	一般職員	１人
	子育て職員のためのエンカレッジ講座	香川県市町村振興協会	一般職員	１人
	相手の真意を引き出す質問力向上講座	香川県市町村振興協会	一般職員	１人
	整理力向上講座	香川県市町村振興協会	一般職員	１人
	最終処分場の運営管理及び長期埋立計画等に係る視察研修	広島県広島市玖谷埋立地	一般職員	１人
	不動産公売実務セミナー	ヤフー株式会社	一般職員	１人
	徴税吏員様向け捜索セミナー	ヤフー株式会社	一般職員	１人
	し尿処理場及びコンポスト施設に係る先進地視察研修	仁淀川下流衛生事務組合	一般職員	３人
	勤務評定者研修	善通寺市	管理監督職員	１４人
	人権・同和教育職員研修	中讃広域行政事務組合	全職員（非常勤職員を含む）	７８人
委託研修	廃棄物処理対策と３Ｒの推進	市町村アカデミー	一般職員	１人
	地方公会計制度	市町村アカデミー	一般職員	１人
	市町村税徴収事務	市町村アカデミー	一般職員	１人
	職場巡視・安全衛生点検セミナー	地方公務員安全衛生推進協会	安全衛生推進者、衛生推進者	５人

２　勤務成績の評定

（１）勤務成績の評定制度の概要（平成 27 年４月１日現在）

<table>
<tr><td>評定の目的</td><td colspan="3">職員各人の業績や意欲・能力を正しく評定することにより、勤労意欲の高揚と公務能率の向上を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">評　定　者</td><td>区分</td><td>第一次評定者</td><td>第二次評定者</td></tr>
<tr><td>課長等</td><td>事務局長</td><td>－</td></tr>
<tr><td>課長補佐等</td><td>課長等</td><td>事務局長</td></tr>
<tr><td>係長等</td><td>課長補佐等</td><td>課長等</td></tr>
<tr><td>一般職</td><td>課長補佐等</td><td>課長等</td></tr>
<tr><td>対象職員</td><td colspan="3">全常勤職員</td></tr>
</table>

（２）勤務成績の評定結果の活用（平成 27 年４月１日現在）

勤務成績の評定結果は公正な人事管理を実現していくための基礎資料としています。

Ⅷ　職員の福祉及び利益の保護に関すること

1　福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第 42 条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第 43 条第 1 項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（一財）香川県市町村職員互助会、中讃広域行政事務組合職員互助会（睦会）に加入しています。

福利厚生の状況（平成 27 年４月１日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	○職員健康診断　　平成 27 年度決算額 526 千円 ・定期健康診断　　平成 27 年度受診者数　39 人 ・ＶＤＴ検診　　平成 27 年度受診者数　16 人 ・胃がん検診　　平成 27 年度受診者数　 8 人 ・子宮頸がん検診　平成 27 年度受診者数　 1 人 ・乳がん検診　　平成 27 年度受診者数　 0 人 ・短期人間ドック　平成 27 年度受診者数　40 人 （一部非常勤職員を含む）
香川県市町村職員共済組合	○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 ○福祉事業 保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など）、宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成）、貯金事業（普通貯金の受入れ）、貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など）
中讃広域行政事務組合職員互助会（睦会）	○会員掛金　　7,200 円/年 ○福利厚生事業　スポーツ大会、研修会など ○給付事業　　出産祝金給付、婚姻給付など （一部非常勤職員を含む）
香川県市町村職員互助会	○会員掛金　　1,000 円/月 ○当組合負担金　　平成 27 年度決算額 804 千円 一人あたり 1,000 円/月 ○公費負担率　　50％ ○補助金対象事業　人間ドック助成など ○掛金のみで実施する事業　給付事業（入学祝金、死亡一時金など）

2　公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項)。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成 27 年度）

公務災害	通勤災害	計
0 件	0 件	0 件

Ⅸ　公平委員会の業務に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条)、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは審査請求をすることができます（同法第 49 条の 2 第 1 項)。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（なお、当組合では地方公務員法第 7 条第 4 項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。）

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	26 年度末継続件数	26 年度内要求件数	27 年度内処理件数	27 年度末継続件数
給　与	0 件	0 件	0 件	0 件
旅　費	0 件	0 件	0 件	0 件
勤務時間	0 件	0 件	0 件	0 件
休　暇	0 件	0 件	0 件	0 件
その他	0 件	0 件	0 件	0 件
計	0 件	0 件	0 件	0 件

（2）不利益処分に関する審査請求の状況

請求の内容		26 年度末継続件数	26 年度内申立件数	27 年度内処理件数	27 年度末継続件数
分限処分	降　給	0 件	0 件	0 件	0 件
	降　任	0 件	0 件	0 件	0 件
	休　職	0 件	0 件	0 件	0 件
	免　職	0 件	0 件	0 件	0 件

懲戒処分	戒　告	0件	0件	0件	0件
	減　給	0件	0件	0件	0件
	停　職	0件	0件	0件	0件
	免　職	0件	0件	0件	0件
そ　の　他		0件	0件	0件	0件
計		0件	0件	0件	0件

（注）平成 27 年度までは不服申立ての件数を記載。